

市政センターの運営方法の変更について

新型コロナウイルス感染症の発生により、改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、さらに、都知事が緊急事態措置を発出したことを踏まえ、これ以上の感染拡大の防止及び市民サービス機能の維持の観点から、市政センターの運営方法を見直すこととする。

1 開庁場所

- ・吉祥寺市政センター、武蔵境市政センターの2か所を開庁する。
- ・中央市政センターは、緊急事態宣言期間中、臨時閉鎖とする。

2 開庁時間

- ・平日8:30～17:00【変更なし】
- ・12:00～13:00は昼休憩のため閉じる。

3 業務内容

- ・受付する業務は通常どおり【変更なし】
- ・異動届(転入届、転居届等)に基づく住民票、印鑑証明書の交付等は、原則として翌日以降とする。

4 実施日

- ・令和2年4月21日(火曜日)